

<令和8年度募集>

大阪市乳児等通園支援事業 (大阪市こども誰でも通園制度)

設置・運営事業者募集

<令和9年4月事業開始>

募集要項 A

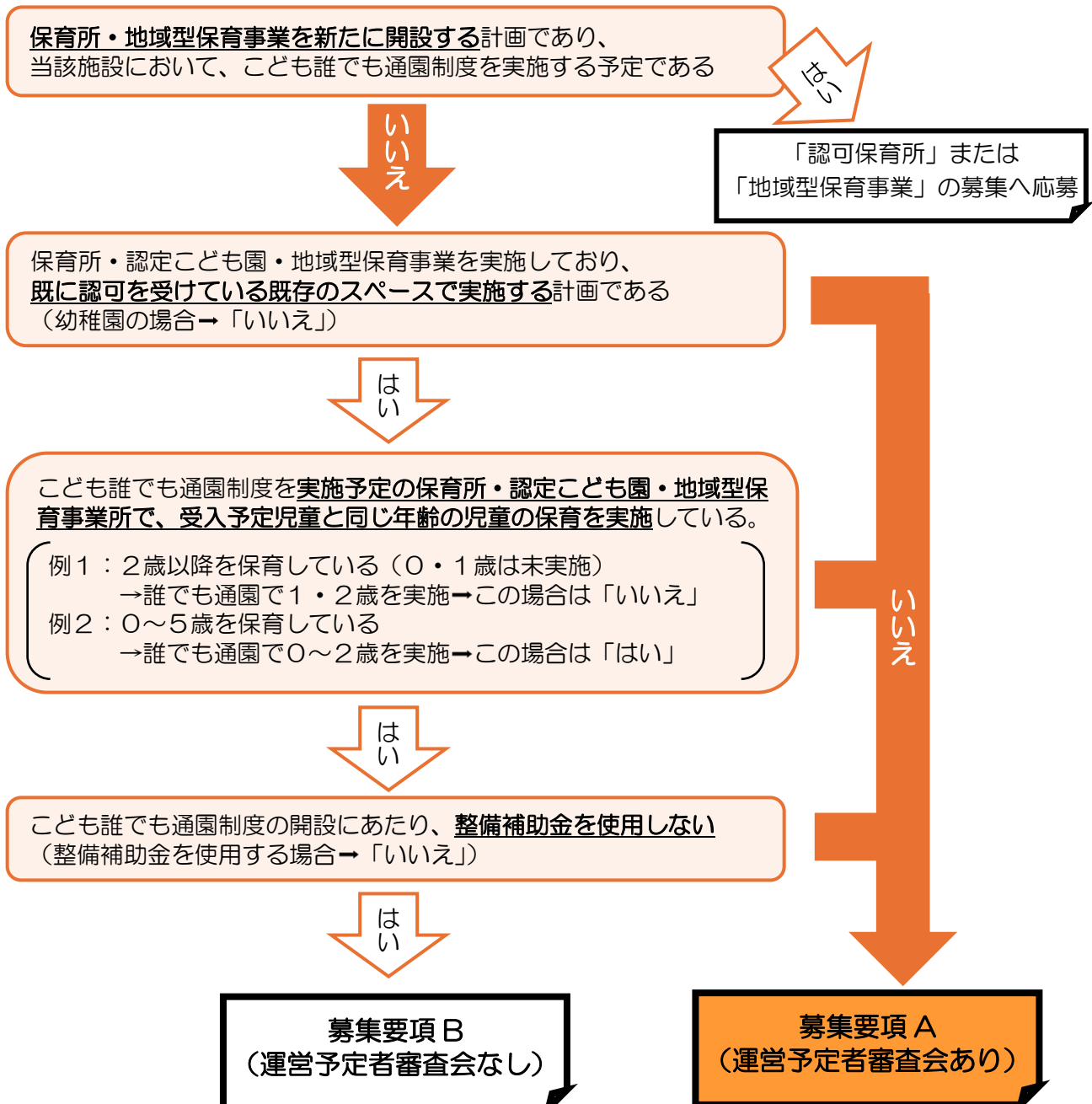
<運営予定者審査会あり>

令和8年4月

大阪市こども青少年局
幼保施策部幼保企画課

【募集区分について】

- 今回の、大阪市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）設置・運営事業者募集では、2種類の募集要項（A・B）があります。
- 募集区分は以下のとおりであり、それぞれ応募書類等が異なりますので、ご注意ください。
- 募集区分がわからない場合は、最終ページ（裏表紙）に記載している、担当までご連絡ください。
- なお、認可保育所・地域型保育事業の新規開設と同時に、当該施設においてこども誰でも通園制度を実施する場合については、今回の「大阪市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）設置・運営事業者募集」でなく、別途募集を実施している「[大阪市認可保育所 設置・運営事業者募集](#)」または、「[大阪市地域型保育事業者 設置・運営予定者募集](#)」に応募してください



目次

1	事業の目的と公募の概要	3
2	注意事項.....	3
3	募集地域及び募集受入人数（時間）	3
4	事業開始時期	3
5	応募資格.....	3
6	失格事項.....	5
7	設置・運営の条件	5
8	整備にかかる補助金	9
9	応募から運営予定者選定までのスケジュール.....	12
10	応募手続き.....	12
11	運営予定者の選定.....	15
12	応募費用	20
13	運営予定者の選定結果	20
14	運営予定者決定後の手続き	20
15	その他	20

1 事業の目的と公募の概要

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる新たな給付制度です。

今回の募集では、乳児等通園支援事業（※）の実施事業者を広く募集します。

※ 募集は一般型（「在園児合同」または「専用室独立」か「独立施設」）に限り、余裕活用型は募集対象外です

2 注意事項

- (1) 本募集要項に記載された用語の定義などは、本市の解釈によるものとします。
今後、関連法令に改正等がある場合、本募集要項に記載の内容についても変更となる可能性がありますので、留意してください。
- (2) ご不明な点やご質問がありましたら、お電話等でお問い合わせください。
質疑内容が共有すべき内容であれば必要に応じて大阪市ホームページ上で回答します。
なお、個別案件の内容につきましては、応募相談をご利用ください。

3 募集地域及び募集受入人数（時間）

募集地域：大阪市内全域

募集受入人数：受入児童数の上限は設けません

（月1人以上の児童を受け入れてください）

4 事業開始時期

令和9年3月末までに施設整備等を完了し、大阪市の認可及び確認を受けて、令和9年4月1日（木）までに事業を開始してください。（本市との協議により早期開始は可能）

ただし、工期の関係等により、令和9年4月1日（木）からの開始が困難な場合は、最大で開始時期を令和10年4月1日まで延ばすことが可能です。

5 応募資格

実施主体は問いませんが、以下をご確認ください。

（本募集において新たに社会福祉法人を設立して応募することはできません）

法人で応募する場合は、令和8年4月1日時点において法人が設立されている必要があります。（社会福祉法人、学校法人以外の場合は令和5年4月1日以前の設定に限る）

- (1) 次の児童福祉法（以下「法」）の規程を満たすこと

「社会福祉法人と学校法人」「それ以外」で規程が異なります。

	社会福祉法人 学校法人	左以外
法34条の15第3項		
1号 経済的基礎があること	—	○
2号 社会的信望があること	—	○
3号 幹部職員の知識・経験があること	—	○
4号 欠格事項に該当しないこと	○	○

【参考】法 34 条の 15 第 3 項の概要

詳細は法及び「[大阪市乳児等通園支援事業の認可に関する審査基準](#)」を参照してください

第 1 号	<p>次の (1) ~ (3) のいずれも満たす経済的基礎があること。</p> <p>(1) 土地又は建物について、貸与を受ける場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる土地又は建物であり、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。</p> <p>(2) 令和 8 年 4 月 1 日時点において、事業計画に基づいて安定的な運営が可能（乳児等通園支援事業の年間事業費の 12 分の 3 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していることを目安とする。）であること。</p> <p>(3) 応募者が事業を行っている場合は、応募者の全体の財務内容について、直近の会計年度において、3 年以上連続して損失を計上していないこと。</p>
第 2 号	<p>応募者（応募者が法人にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者とする）が社会的信望を有すること</p> <p>(1) 事業を実施するにあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがない。</p> <p>(2) 暴力団や反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）また、それに準ずるものでない。</p> <p>(3) 反社会的勢力等と関係を有しない。 など</p>
第 3 号	<p>実務を担当する幹部職員の知識・経験があることとは、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当すること。</p> <p>(1) 実務を担当する幹部職員（施設長）が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設等において 2 年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。</p> <p>(2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員（施設長）を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。</p> <p>(3) 経営者に、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者、その他これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員（施設長）を含むこと。</p>
第 4 号	<p>次のいずれにも該当しないこと（一部のみ抜粋して記載）</p> <p>(1) 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき</p> <p>(2) 申請者が、認可を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(3) 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき など</p>

(2) 暴力団等にかかる次のア、イの両条件をみたすこと

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または大阪市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する役員がいらないこと。

6 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく申請者を失格とする。また、選定後に該当した場合又は該当していることが判明した場合は、選定を取り消すことがある。

- (1) 選定会議の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- (4) 提出期間内に必要な提出書類が提出されなかった場合
- (5) この要項及び補助要綱等に違反又は著しく逸脱した場合
- (6) その他不正行為があった場合

7 設置・運営の条件

(1) 設置にかかる条件

ア 「[大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例](#)」及びその他の関係法令に適合した事業所であること。

イ 設置する事業所については、次のA～Dの要件をすべて満たしていること。

A 原則として土地・建物の登記等が適切に行われていること。

B 安定的な運営が可能であること。

安定的な運営のため土地・建物に関する以下の条件を満たしてください

①建物を賃貸借して改装する場合は建賃貸借契約を10年以上（改修期間を除く）

②土地を借りて施設を建設する場合は、土地の賃貸借期間を建物の耐用年数期間以上（建築期間を除く）

③地域の水準に照らして賃借料が適正な額

C 建築基準法による確認済証及び検査済証（[台帳記載事項証明](#)）の交付を受けており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き（用途変更等）を行うことができること。

D [現行法上の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。](#)

ウ 建物の要件

建築基準法による建築確認通知日が昭和56年6月1日以降で同法による検査済証のある建物が基本要件になりますが、この要件を満たさない場合は以下の要件及び次ページの表を参考にしてください。

検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、現行の耐震基準を満たしている旨の報告書等が必要になるとともに、次のA～Cのいずれかを提出する必要があります。

ただし、こども青少年局より特定行政庁等に問い合わせをし、不適合の場合は事業者選定の対象から除外となることがあります。

A 国土交通省の示す「既存建築物の現況調査ガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。

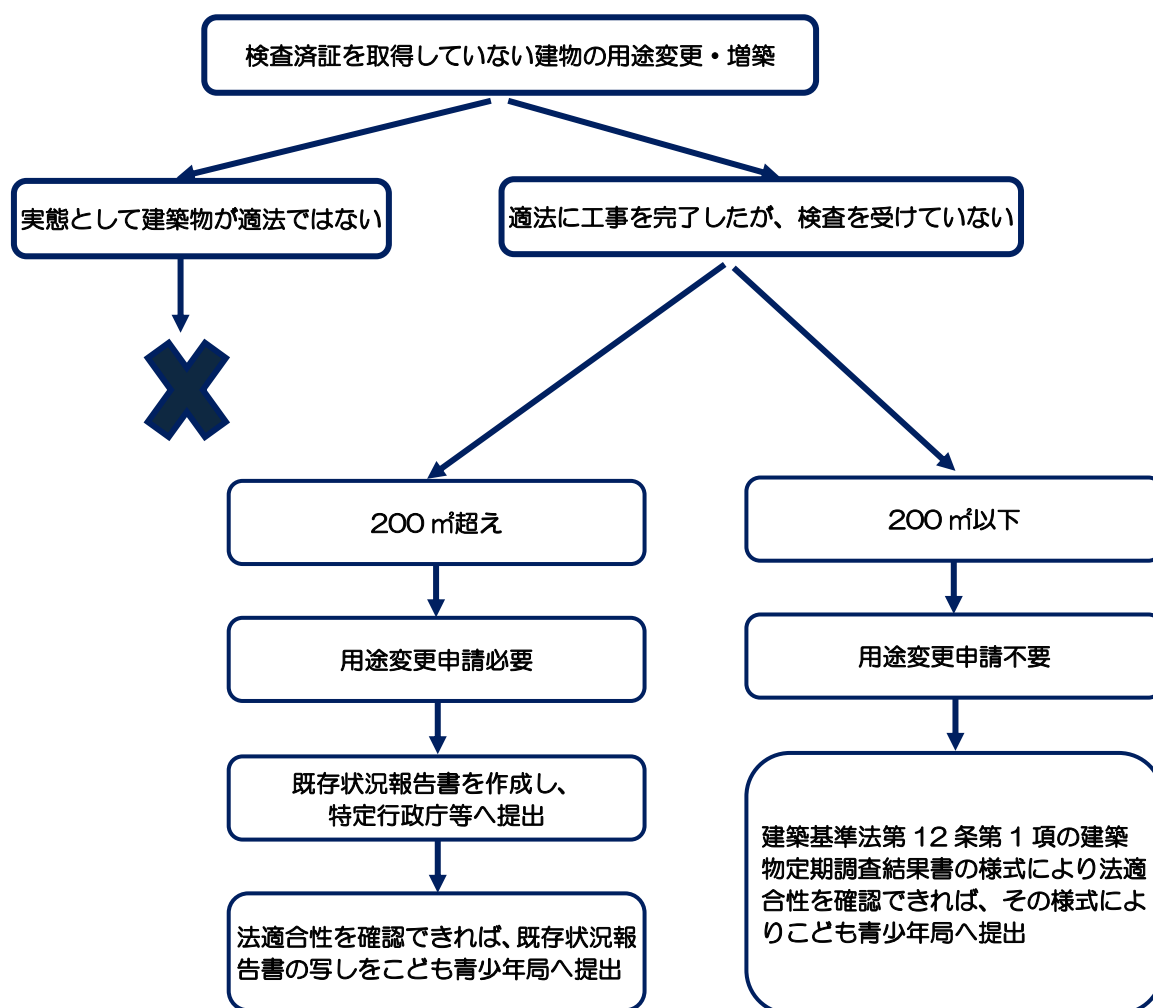
B 用途変更申請が必要な場合は、特定行政庁等と協議を済ませた既存状況報告等の写しを提出すること。

C 用途変更申請が不要な場合は、建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書の写しを提出すること。

※ 応募物件について、関係法令・通知等を遵守できることを予め確認する必要があります。

【参考：「6 設置・運営の条件（1）ウ 建物の要件」】

検査済証の有無	建築確認通知日	必要提出書類	備考
有 (紛失した場合を含む)	昭和56年6月1日以降	検査済証の写し	★建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証 ★検査済証を紛失した場合は 台帳記載事項証明 が必要
	昭和56年5月31日以前	検査済証の写し及び耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの	
無 (完了検査を受けていない)	★通知日は問わない	① 建築基準法適合状況調査による調査書	★耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの及び①～③のいずれかが必要。 ★特定行政庁へ照会し、場合によっては不適合になることがあります。
② 200㎡超の用途変更は既存状況報告書（写）			
③ 建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書			



(2) 運営にかかる条件等

ア 実施施設

A) 大阪市内の既存施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

B) 新たに乳児等通園支援事業用に整備する施設

イ 実施日

事業者において決定する。なお、変更する際は認可変更手続きが必要となる場合があるため、実施日はそれを考慮して決定すること。

ただし、1人につき月10時間の受け入れ枠を確保すること。

ウ 利用対象者

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児。ただし、企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満の園児は対象とする。

エ 受け入れ児童

受け入れる児童は次のいずれかとする。なお、歳児は当該年度の4月1日時点を基準とする。

A) 0歳児、1歳児及び2歳児

B) 1歳児及び2歳児

C) 2歳児のみ

※ただし、近接する事業所において、進級に伴う連携ができ、利用者が進級後も本制度を継続的に利用できる場合はこの限りではない。

オ 事業内容

利用者に対し、月10時間以内の定期的又は定期的でない柔軟な預かりを行う。

実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立）又は一般型（独立施設）のいずれかで実施することとし、余裕活用型については対象としない。

なお、同年齢保育または異年齢保育は問わない。

カ 利用料

こども一人1時間あたり300円を標準額とする

A) 利用料は、良質な支援を提供するために必要な取組を行う場合に、利用対象者（保護者）（以下「保護者」という）から徴収することができる。

B) 利用料の減免について

- 生活保護法による被保護世帯の保護者については、利用料を全額減免することができる。（この場合、300円を上限に減免相当額を給付費に加算する。）
- 市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割77,101円未満（※）世帯の保護者については、利用料をこども一人1時間あたり200円減免することができる。（この場合、200円を上限に減免相当額を給付費に加算する。）

※ 大阪市等の指定都市で住民税を課税されている保護者の場合は

「市民税所得割額」×6/8の金額で計算した金額

（大阪市内で市民税課税の場合：所得割102,801円未満で減免可能）

C) キャンセルの際の取扱いについて

保護者の都合により利用日当日を含めキャンセルした場合の利用料は施設の裁量により徴収することも可能とするが、その場合は、保護者に対してその根拠、金

額、キャンセル料の発生日時等について利用開始前に説明するものとし、当日の支払い予定額を超えて請求してはならないものとする

D) 利用料徴収の手続きについて

- あらかじめ利用料の用途及び額及び利用料の支払いを求める理由について、書面によって明らかにすること
- 保護者に対して説明を行い、書面で同意を得ること
- 利用料の支払いを受けた場合は、領収書を交付すること

E) 利用料以外の費用について

- 給食費、おやつ代、おむつ代等個々の利用対象者にかかる実費については、別途保護者から徴収することができる。
- D)に記載する利用料徴収の手続きと同じく、あらかじめ書面によって用途や額等を書面で説明し、同意を得るとともに、支払いを受けた場合は領収書を交付すること。
- ただし、この同意については利用料と異なり書面によることを要しない。

キ 総合支援システムの利用

利用申込受付や利用時間の記録等は、国が開発した総合支援システムの利用が必須となる。システムの利用方法など詳細は、選定後に情報提供する。

ク 実施要件

A 設備運営基準

「[大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例](#)」

「[大阪市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例](#)」のとおり

主な基準

●職員配置

0歳児	職員（※）1人に対し児童3人
1歳児・2歳児	職員（※）1人に対し児童6人

※ 職員数の2分の1以上は、保育士資格が必要
保育士以外は市町村長が行う研修を修了したもの

●保育室面積

0歳児・1歳児	児童1人あたり3.3㎡
2歳児	児童1人あたり1.98㎡

●給食

給食の提供は施設の裁量となります。

ただし、給食を提供する場合は、調理設備、調理員（※）が必要となります。

※ 調理業務の委託を行う場合及び外部搬入を行う場合不要

B 認可を受ける際の条件等

「[大阪市乳児等通園支援事業認可等要綱](#)」のとおり

C 審査基準

「[大阪市乳児等通園支援事業の認可に関する審査基準](#)」のとおり

D その他

こども家庭庁が作成した「[こども誰でも通園制度の実施に関する手引](#)」の内容を踏まえて本事業を実施すること。

※ 社会福祉法人、特定非営利活動法人が本事業を実施する場合は、定款の変更が必要にな

る場合があります。

学校法人の場合は、寄付行為への記載の要否について、各所轄庁（文科省、大阪府教育庁私学課）に相談してください。

8 整備にかかる補助金

施設整備に必要な補助金は、応募いただいた案件が国の就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金その他の補助金等のうち、いずれかの対象事業となった際に本市負担分を加算したうえで本市から事業者へ交付します。ただし、以下の案は現行国制度等に基づく案であり変更となる可能性があるため、保障されたものではありません。

補助を受けて取得又は整備した財産について、一定期間を経過するまでに事業の廃止や整備した個所を取り壊すなどした場合は財産処分（補助金返還）手続きが必要となるので、補助を受けるにあたっては留意してください。

乳児等通園支援事業の開設にかかる補助金一覧

整備手法	使用できる補助金の種類	
建設整備 （新設・増築）	（1）施設建設にかかる補助金	（3）ICTにかかる補助金
施設改修 （賃貸物件等）	（2）施設改修にかかる補助金	

（注1）補助金を使用する場合、工事業者は、本市の入札方法に準じて、大阪市入札参加資格業者より入札で決定する必要があります。

実施設計（※）及び工事契約（※）については、補助金交付決定後の締結となりますので、整備計画については、それを考慮のうえ、策定してください。

※ やむを得ない場合、補助金交付決定前に契約締結が可能な場合があります。（詳細は個別相談等で担当者にご確認ください。）

（注2）いずれの補助金についても実施主体は問いません。

（1）施設建設にかかる補助金

乳児等通園支援事業を実施するうえで、適切な環境を整えるために、必要な経費の一部を補助します。

ア 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）及び実施設計費、開設準備に必要な費用及び新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き、礼金を含む。）。ただし、別の補助金等の対象となる費用は除外とします。

なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- ・ 調査又は点検に要する費用
- ・ 釘や金具で固定するだけで、外壁・天井など建物と一体的ではない設備
（例）天井吊・壁掛・床置の空調設備
- ・ 外構工事費

- ・ 土地の買収又は整地に関する費用
- ・ 既存建物の買収に係る費用
- ・ 職員の宿舎に要する費用
- ・ 解体撤去・仮施設整備工事に係る工事事務費及び実施設計費
- ・ 国庫補助の事前協議において適当と認められない費用
- ・ その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 補助基準額

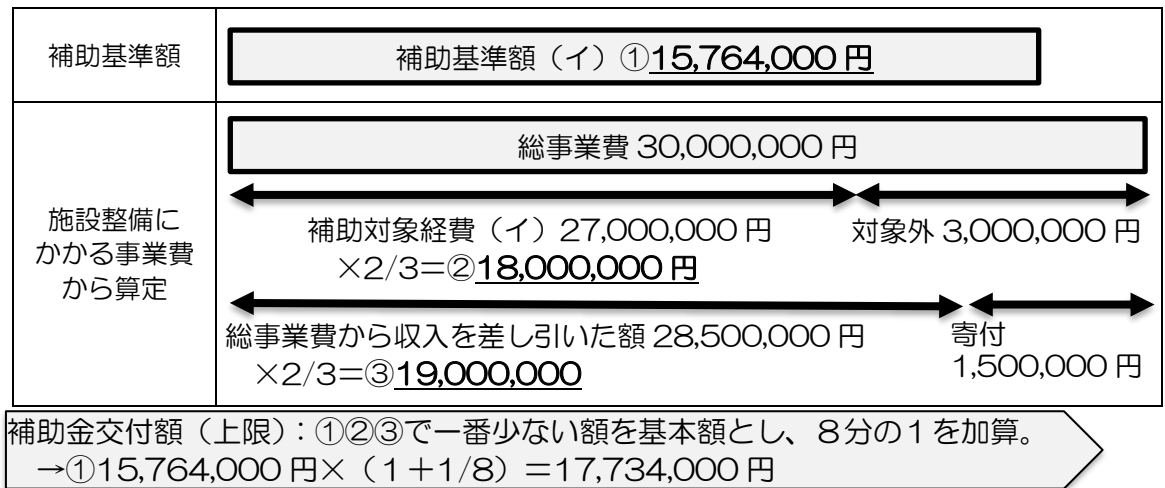
15,764,000 円

ウ 補助金交付額

「補助基準額」と「補助対象経費の3分の2」と「総事業費から収入を差し引いた額の3分の2」とを比較していずれか少ない方の額を交付基本額とし、交付基本額に8分の1を乗じた額を市負担額として加えた額を補助金交付額（上限）とします。

（補助金上限 17,734,000 円）

例）補助金交付額（上限）の算出方法

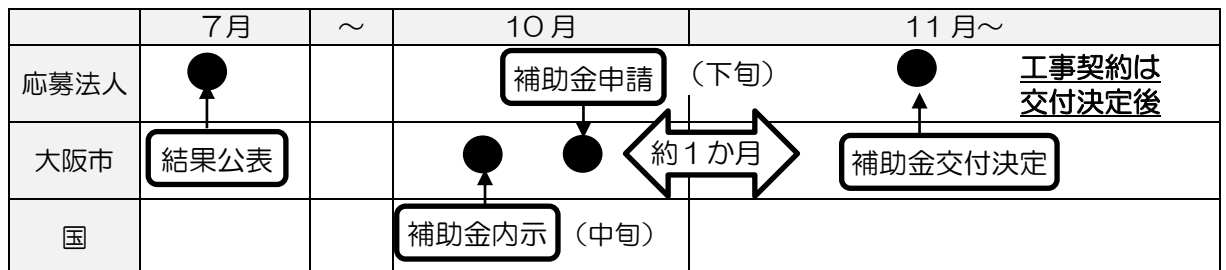


エ その他

建設整備については、国の補助金を活用した事業となるため、国の補助金内示後（令和8年10月頃の予定）の補助金申請手続き等となることから、工事着工は早くても令和8年11月下旬以降となります。

そのため、事業開始時期については工事日程等を考慮し決定してください。

例）7月に結果公表した場合の工事契約までの流れ



(2) 施設改修にかかる補助金

施設改修（テナントビル等を活用した内装改修工事）にかかる注意事項

- 施設改修にかかる補助金を使用する場合、年度（3月末）をまたぐ工事は対象になりません。
- そのため、施設改修にかかる補助金を使用する場合、令和8度中に工事着手し、令和9年3月末まで完成（令和9年4月1日までに開設）するか、令和9年度に工事着手し、令和10年3月末（令和10年4月1日までに開設）までに完成する必要があります。
- 施設改修でなく、施設建設（新規建築または増築）の場合は、年度をまたぐ工事は可能です。
- 施設改修の補助金を使用する場合は、これらを考慮し事業開始時期を決定してください。

乳児等通園支援事業を実施するうえで、適切な環境を整えるために、必要な経費の一部を補助します。

ア 補助対象経費

次の①及び②のうち、他制度による助成対象となっていないもの。

①賃貸物件等を利用して事業を実施する場合の礼金、賃借料

本市乳児等通園支援事業の実施に供するため、令和8年度中に新たに賃貸借契約を締結した物件にかかる経費に限ります。

なお、賃借料は、乳児等通園支援事業実施施設の開設前1か月の賃借料とします。

②環境整備にかかる改修費等

乳児等通園支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費。ただし、補助対象となるのは、乳児等通園支援事業実施施設の新規開設にあたり実施要綱で必要とされるもの、関係法令で適合が求められるもの又は実施要綱で定められていないが事業を実施する上で本市が必要と認めるもの（乳児等通園支援事業と関係性があり、乳児等通園支援事業実施施設を運営する上で日常的に使用すると考えられる設備であること。）とし、現存しかつ基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については、補助対象としません。

※ ①と異なり、賃貸物件に限られません（自己所有物件も対象）

イ 補助基準額

補助対象となる経費のうち事業実施者が実際に支払う又は支払った経費とし、上限は下記のとおりとします。

①賃貸物件を利用して事業を実施する場合の礼金、賃借料	600,000 円
②環境整備にかかる改修費等	4,527,000 円

ウ 補助金交付額

補助金交付額は、「補助対象経費」と「補助基準額」を比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とします。

例) 補助対象となる経費①と②いずれも申請する場合であって、整備にあたり補助基準額以上の経費を支出する場合

①600,000 円×3/4=450,000 円

②4,527,000 円×3/4=3,395,000 円

①450,000 円+②3,395,000 円=3,845,000 円（補助金交付額）

（3）ICT にかかる補助金

乳児等通園支援事業実施施設における ICT 化を推進するため、導入費用の一部を補助します。

なお、当該施設が保育所等で既に ICT 化にかかる補助を受けている場合は対象とはなりません。

また、当該施設が保育所等で、「保育所等における ICT 化にかかる補助（補助基準額：最大 130 万円。以降「保育所等 ICT 化補助金」という。）を受けていない場合、「乳児等通園支援事業実施における ICT 化にかかる補助金（補助基準額：20 万円）」を先に申請すると、保育所等 ICT 化補助金の申請は出来なくなりますのでご注意ください。

ア 補助対象経費

入退室管理等を行うためのタブレット型端末の導入、インターネット環境の整備、空き枠の登録やキャッシュレス決済等に係る ICT 機器の導入の導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費。

イ 補助基準額

200,000 円

ウ 補助金交付額

補助金交付額は、「補助対象となる経費」と「補助基準額」を比較していずれか少ないほうの額を補助基準額とし、補助基準額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とします。

9 応募から運営予定者選定までのスケジュール

内 容	日 程
応募相談期間	令和8年4月20日（月）～令和8年5月1日（金）
事前登録受付期間	令和8年4月20日（月）～令和8年5月11日（月）
応募書類（正本）受付期間	令和8年4月20日（月）～令和8年5月18日（月）
応募書類（副本）受付期限	令和8年5月25日（月）
審査会開催期間	令和8年6月中旬～下旬
審査結果の公表	令和8年7月中旬（予定）

10 応募手続き

（1）募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月11日（月）まで

午前9時から午後5時30分（土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

イ 配布場所

大阪市役所地下1階 大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課窓口

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

※ 募集要項及び様式は大阪市こども青少年局ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000677532.html>

(2) 応募相談について

【応募相談の申込みについて（予約制）】

応募相談は、前日までに必ず電話で予約をしていただき、相談内容、人数、日時などをお伝えください。なお、応募予定事業者へ確認する内容もありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。

予約状況により、希望の日時に対応ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【応募相談期間】

令和8年4月20日（月）から令和8年5月1日（金）まで

※ 10時、11時、14時、15時、16時の5区分で各1時間以内

（土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

【ご相談・問合せ先・相談場所】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

大阪市役所こども青少年局幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）

電話 06-6208-8041

(3) 応募にかかる事前登録

ア 事前登録

応募する場合は事前登録申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、添付書類を添えて事前登録を行ってください。

なお、事前登録を行っていない応募予定事業者及び案件は、受付期間内に応募書類を持参しても受付をいたしません。

※ 事前登録前に、原則1回は応募相談を行ってください。

イ 事前登録受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月11日（月）まで

事前登録の書類は原則持参とするが、送付による場合は書留に限ることとし、事前登録期間最終日午後5時30分までに必着とします。

ウ 受付場所

上記『(2) 応募相談について【ご相談・お問合せ先・相談場所】』と同じ

エ 事前登録書類（1部）

※ ★印のあるものは応募書類でコピーの提出が必要です。

A 事前登録申込書 様式第1号

B 応募事業者確認書類（※いずれも原本かつ発行後3か月以内のものが必要）

（ア）応募事業者が法人の場合

・★法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

・★印鑑登録証明書

（イ）応募事業者が個人の場合

・★住民票の写し（原本が必要）

・★印鑑登録証明書

C ★誓約書（様式第2号）

D ★応募物件の登記事項証明書（全部事項証明書）

(土地に建設する場合は土地分及び公図、賃貸物件を改修する場合は建物分が必要)

E ★事前登録チェック表(様式第3号)

F 整備工事スケジュール表(様式については任意)

工事入札、工事契約、工事着工、事業開始時期等が記載されたもの。

※ 線の証明書等は全て原本かつ発行後3か月以内のものを添付してください。

※ 複数申込みの場合、案件ごとに提出が必要ですが、Bは共通で可とします。

G ★検査済証等

提出に必要な書類は下表をご参照ください。

検査済証の有無	建築確認通知日	必要提出書類	備考
有 (紛失した場合を含む)	昭和56年6月1日以降	検査済証の写し	★建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証 ★検査済証を紛失した場合は台帳記載事項証明が必要
	昭和56年5月31日以前	検査済証の写し及び 耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの	
無 (完了検査を受けていない)	★通知日は問わない	① 建築基準法適合状況調査 による調査書	★ 耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの 及び①～③のいずれかが必要。 ★特定行政庁へ照会し、場合によっては不適合になることがある。
		② 200 m ² 超の用途変更は既存状況報告書(写)	
		③ 建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書	

※ 耐震基準を満たしていない場合は、認可を受けるまでに改修し、耐震基準を確保することを条件に応募可とする。その場合は、改修後に耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提出が必要となります。

(4) 応募書類の受付期間

令和8年4月20日(月)から令和8年5月18日(月)まで

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

(ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く)

※応募書類の提出は持参のみの受付とし、郵送等による受け付けは行いません。

なお、書類持参時に提出書類が揃っているか確認を行うため、確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。

※受付期間中の書類差替えは可能としますが、受付期間終了後は、本市から指示した事項を除き、原則、書類差替え等を行えません。

※受付期間終了間際の相談及び応募受付は、混雑が予想されますので、あらかじめ時間に余裕をもってお越しください。

(5) 応募書類提出にかかる留意事項

応募(申請)書類の様式については、「乳児等通園支援事業認可募集応募申請書」に基づき作成してください。

➤ 応募書類は、正本1部及び副本(写し)5部の計6部とします。

- 提出書類一覧表（チェック表）等を参照のうえ、必要書類を提出してください。
- 応募書類については「提出書類一覧表（チェック表）」の項目番号ごとに間紙にインデックスを付け、それぞれの項目番号ごとにページ番号（1-1・1-2、2-1・2-2等）を付記したうえで、1部ずつA4ファイルに穴をあけて綴じてください。
- 応募書類の表紙及び背表紙には、正本・副本の表記、事業名称、事業者名、行政区を明記してください。
- 応募書類の詳細については、提出書類一覧表（チェック表）にて確認し、提出前にチェックを行ってください。なお、提出書類一覧表（チェック表）は、提出時のチェック作業にも使用しますので、応募書類（正本・副本）それぞれの巻頭に綴じて提出してください。

※ 副本については応募書類提出期間中に本市が確認した正本を複写し、令和8年5月25日（月）までに提出してください。

（注）当募集要項に沿って応募書類が作成されていない、提出された応募書類に不備・欠落がある場合などにおいては、書類を受理をお断りさせていただきます。応募書類については正本、副本ともに必ず内容を確認のうえ、提出してください。

- 提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めません。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。（A4サイズで読みにくい又は字が小さすぎて読めない場合は、A3サイズとし、片袖折りで作成してください。）両面印刷での提出も可能です。
- パイプ式ファイル、フラットファイル（背表紙伸縮式含）に綴じて提出してください。
- クリアブックリフィル、Z式ファイル、リングファイルは使用しないでください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募提案については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意してください。
- ヒアリング時に応募書類の内容に基づいて質問を行う場合がありますので、応募事業者も控えを取り、ヒアリング時に持参するようにしてください。

11 運営予定者の選定

（1）運営予定者の選定について

- ア 運営予定者の審査は、外部有識者で構成する審査会により行います。
- イ 応募事業者については、応募書類及びヒアリングにより総合的に審査を行います。
- ウ 審査は、審査基準に基づき行います。
- エ 運営予定者は審査会の審査結果を踏まえ、大阪市が決定します。

（2）審査会及び審査方法について

ア ヒアリングについて

審査会におけるヒアリングは、応募事業者の代表者（又は、事業責任者）及び管理者（予定者）の出席が必要となります。

なお、ヒアリングには4人まで出席可能です。ただし、出席できるのは、経営者、従業員及び採用予定者に限ります。

イ 審査会の日程について

令和8年6月中旬～下旬に実施します。

応募申請後、日程が確定次第、応募事業者の代表者宛て郵送にて通知します。

なお、ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外しますので、あらかじめご了承ください。

応募書類受付期間終了後、2週間を経過しても通知が届かない場合は次のお問い合わせ先へ確認してください。

【お問合せ先】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側 大阪市役所 こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付グループ） 電話 06-6208-8105

ウ 審査の対象について

審査会においては、「事業者の現況」、「事業計画」、「整備計画」について評価を行い、各項目において50%以上を獲得し、かつ、全体で60%以上を獲得した事業者を予定者選考の対象とします。

エ 幼稚園等の中で実施する場合における審査について

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下「幼稚園等」という。）の運営法人が、当該施設の中で本事業を実施する場合、審査項目の一部を省略します。

詳細は、「(3) 主な審査項目及び(4) 主な着眼点」を確認してください。

(3) 主な審査項目

	審査内容（概要）	配点	
		幼稚園等	認可外保育施設、 新規施設等
事業者 の現況	①事業者の運営理念・乳児等通園支援の方針について ②事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制等について ③代表者・事業責任者について ④監査指摘の事後対応について ⑤良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑥財政基盤・財務状況について ⑦規程整備について	—	3割 程度
事業計画	①施設運営にかかる収支予算計画について ②施設の運営方針について ③管理者について ④職員配置計画について ⑤職員研修・人材育成に関する考え方について ⑥乳児等通園支援に関する全体的な計画等について ⑦給食について ⑧通常時及び災害等非常時の安全管理について ⑨こどもの虐待防止の取組について ⑩配慮を要するこども・家庭支援が必要な保護者への取組について ⑪苦情処理の取組について	7.5割 程度	6割 程度
整備計画	①施設整備にかかる資金計画について ②認可基準等に関わる設備について	2.5割 程度	1割 程度
合 計		40点	70点

(4) 主な着眼点

	審査内容（概要）	主な着眼点
事業者 の現況	①事業者の運営理念・乳児等通園支援の方針について （幼稚園等の場合は省略する）	① 事業者の当事業に関する運営理念が社会福祉の理念に沿っているか ② 事業者の乳児等通園支援の方針は保育所保育指針に準じているか
	②事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制等について （幼稚園等の場合は省略する）	① 役員構成・組織体制に根本的な欠陥が見当たらないか ② こども・保護者の視点に立った乳児等通園支援を実施するための組織体制を構築しようとしているか
	③代表者・事業責任者について （幼稚園等の場合は省略する）	① 代表者又は事業責任者が当事業について理解しているか ② 代表者又は事業責任者が今回の計画について把握できているか
	④監査指摘の事後対応について	法人及び施設が受けた行政監査の指摘に対し、改善や改善に向けた方針等を立てているか
	⑤良好な運営確保についての方法及び考え方について （幼稚園等の場合は省略する）	① 個人情報の管理、障がい者の法定雇用率達成状況等のコンプライアンス遵守を意識しているか ② 一人一人のこどもの状況や心身の発達の個人差を踏まえ、こどもの人権に配慮して保育することの重要性を理解しているか
	⑥財政基盤・財務状況について （幼稚園等の場合は省略する）	① 事業者全体の経済的基盤があるか（ストック） ② 過去3年以内の損益の状況から安定的に事業を継続すると見込まれるか（フロー）※新規事業者については他の事業の損益状況等から判断する。
	⑦規程整備について （幼稚園等の場合は省略する）	① 就業規則、安全衛生規定、その他の規程が関係法令に則って整備されているか ② 給与規程・経理規定が関係法令に則って整備されているか
事業計画	①施設運営にかかる収支予算計画について	① 収入や人件費の見込が妥当か ② 運転資金が確保されているか
	②施設の運営方針について （幼稚園等の場合は省略する）	① 地域の子育て支援等に関するニーズを把握しているか ② 保護者との相互理解を図るように努めているか

③管理者について	<p>① 管理者は、リーダーシップを発揮して、良好な組織運営を行うことができる見込があるか</p> <p>② 管理者は、働きやすい職場、働き甲斐のある職場を作ることの重要性を理解し、保育人材の定着を實踐できる見込があるか</p> <p>③ 管理者は、当事業に関する全体的な計画等を実施できる体制を構築できる見込があるか</p> <p>④ 管理者は、職員の専門性向上のために必要な環境を確保することの重要性を理解し、職員の研修機会の確保に努める見込があるか</p>
④職員配置計画について	<p>① 安全安心な保育の實踐のために必要な職員配置を行うことが見込まれるか</p> <p>② 実効性のあるローテーション表が整備されているか</p>
⑤職員研修・人材育成に関する考え方について (幼稚園等の場合は省略する)	給食の提供方法、衛生管理、アレルギー対応・誤嚥対策、動線や建物の構造に合わせた安全管理、事故防止、災害対策、緊急時対応、こどもの健康管理・感染症、虐待対応・不適切保育対応のマニュアルを執行するのに必要な知識及び技術を修得できるように職場内での研修を実施しようとしているか
⑥乳児等通園支援に関する全体的な計画等について	<p>① 全体的な計画がこどもの発達過程を踏まえて保育所保育指針等に沿った計画になっているか</p> <p>② 年間指導計画と全体的な計画の整合性が取れているか</p> <p>③ 年間指導計画がこどもの発達過程を踏まえて保育所保育指針等に沿った計画になっているか</p>
⑦給食について (給食を提供する場合のみ対象)	<p>① 給食の提供方法、衛生管理、アレルギー対応・誤嚥対策についてマニュアルがあるか</p> <p>② アレルギー疾患の発症や誤嚥事故等に備え、保護者、かかりつけ医や関係機関との連携体制を構築しようとしているか</p>
⑧通常時及び災害等非常時の安全管理について	<p>① 動線や建物の構造に合わせた安全管理、事故防止、災害対策、緊急時対応、こどもの健康管理・感染症に係るマニュアルがあるか</p> <p>② 避難訓練等の実施を月1回以上予定しているか</p>
⑨こどもの虐待防止の取組について	<p>① 虐待対応に関するマニュアル・不適切保育に関するマニュアルがあるか</p> <p>② 虐待防止のために、こどもの身体や行動、養育の状況等を組織的に把握し、関係機関と連携する必要性を認識しているか</p>
⑩配慮を要するこども・家庭支援が必要な保護者への取組について	① 障がい児保育のための環境整備に配慮したり、障がい児保育の視点をもった人材育成に取り組む

		姿勢を有しているか ② 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援をする必要性を認識しているか ③ 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行う必要性を認識しているか
	⑪苦情処理の取組について (幼稚園等の場合は省略する)	相談窓口を設け、相談窓口について周知しようとしているか
整備計画	①施設整備にかかる資金計画について (整備する場合のみ対象)	① 施設整備計画と工事等の見積もりに齟齬がないか ② 資金の調達は確実性が見込まれるか ③ 償還計画が現実的で確実性が見込まれるか
	②認可基準に関わる設備について	① 安全安心な保育の実践のために必要な保育室面積の確保を行うことが見込まれるか ② 定員及び年齢に見合う設備・個数を備えた便所を整備する予定か ③ こどもの動線等に配慮し安全・安心が確保されているか(衛生面の確保を含む)

12 応募費用

応募にかかる一切の費用については、応募事業者の負担とする。

13 運営予定者の選定結果

選定結果及び委員講評の内容は、応募事業者に通知します。また、選定された事業者の名称、設置予定場所及び委員講評の内容等は、大阪市ホームページ上で公表します。

14 運営予定者決定後の手続き

運営予定者は、乳児等通園支援事業を実施するため、認可・確認を受ける必要があります。

15 その他

(1) 建築基準法等の関係法令、通知などを遵守し、多様化する保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な施設を整備し、大阪市の選定を受けた設置・運営予定者(以下「選定事業者」という)となった事業者自らが運営すること。

(2) 選定事業者は、事業所の整備にあたり、近隣への日照・騒音等の環境面に配慮するとともに、選定事業者の責任において誠意をもって対応すること。

また、事業所の整備と運営を円滑に行うためには、近隣住民等の理解と協力が不可欠であり、事前に丁寧な説明を行うとともに近隣住民からの要望等については、選定事業者の責任において、誠意をもって対応すること。

(3) 避難確保計画の作成について

近年、全国各地で豪雨災害が多発しており、平成 29 年 6 月に水防法が改正されました。河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化されています。

※ 避難確保計画の作成提出は開設前に行う必要があります。詳細は大阪市ホームページの以下のページをご参照ください。

参考ページ：

「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課
環境整備グループ

郵便番号 530-8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

TEL 06-6208-8041

FAX 06-6202-9050

メールアドレス kodomo-daretsu@city.osaka.lg.jp